

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

◆対象となる方

- ▶ 老齢基礎年金を受給している方で次の条件を満たしている方
 - 65歳以上である
 - 世帯全員が市町村民税が非課税となっている
 - 年金収入額とその他の所得合計が約88万円以下である
- ▶ 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方で次の条件を満たしている方
 - 前年の所得額が約462万円以下である

◆請求手続き

- ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。
同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。
- ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場健康こども課で請求手続きをしてください。

◆日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

10月1日から
開始します
請求手続きは
お早めに!

年金給付 検索



問い合わせ先

日本年金機構「給付金専用ダイヤル」☎0570-05-4092(ナビダイヤル)
役場健康こども課保険年金係☎482-2935(課直通)

10月1日から認定こども園・保育園などの保育料が無償化

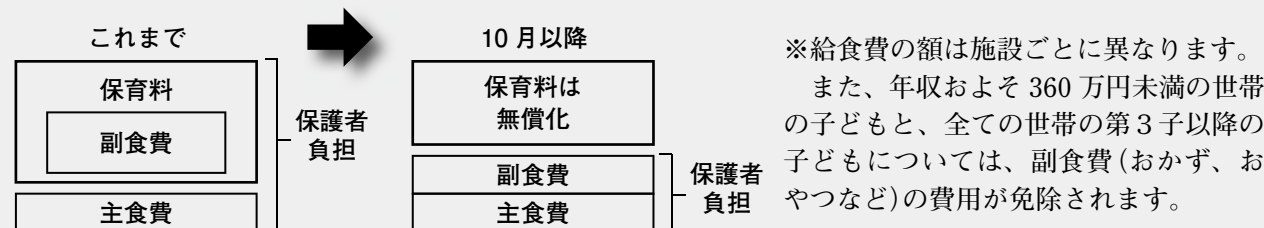
▶対象者・利用料

- ◆ 認定こども園、保育園などを利用する3～5歳までの全ての子ども
 - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
 - 給食費、スクールバス利用料、行事費などはこれまでどおり保護者負担になります。
- ◆ 住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子ども
子どもが2人以上いる世帯の軽減は、現行制度を継続し、保育所などを利用する最年長の子どもを第1子として、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
※年収およそ360万円未満の世帯については、第1子の年齢は問いません。
- ◆ 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。



3～5歳児の給食費について

認定こども園、保育所などの給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、認定こども園、保育所などを利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則ですので、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。



※給食費の額は施設ごとに異なります。
また、年収およそ360万円未満の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費(おかず、おやつなど)の費用が免除されます。

問い合わせ先/役場健康こども課こども支援係☎482-2935(課直通)

弟子屈町総合防災訓練を行います

防災情報係からのお知らせ

町では、弟子屈消防署において「長雨に続く大地震と土砂崩れが発生した」という想定で総合防災訓練を行います。訓練開始時には消防のスピーカーを通じてJアラートを鳴らすとともに、数分後には皆さんの携帯電話(緊急速報メールの受信設定がされている必要があります)に緊急速報メールを送信します。

本年度の総合防災訓練は、北海道が実施する防災総合訓練に当町も参加し実施されることから、自衛隊のヘリコプターや野外入浴セットのほか、防災関係機関のさまざまな防災機材が展示されます。炊き出し食のカレーライスも食べることができます。

関係する自治会の皆さんには、各自治会長を通じて訓練のお知らせをしますが、これらの地域以外の方でも自由に参加できますので、ぜひ参加してください。訓練当日の受け付けなどは、広報てしかが10月号でお知らせします。

【弟子屈町総合防災訓練の概要】

- ▶ 日時/10月18日(金) 9時30分～13時30分
- ▶ 場所/弟子屈消防署とその周辺
- ▶ 参加対象/防災関係機関・周辺各自治会の方が主な対象ですが、町民の方ならどなたでも参加できます。

No.	時間	訓練概要
1	9時00分～9時30分	訓練参加住民の受付(弟子屈消防署格納庫入口)
2	9時30分～9時40分	訓練参加要領説明(弟子屈消防署1階格納庫)
3	9時40分	訓練開始(Jアラート、国道、道道、町道のパトロール開始緊急速報メール)
4	9時45分頃	某地域で土砂崩れ発生～避難所開設～避難指示～警戒区域の設定(緊急速報メール)自衛隊への災害派遣要請
5	10時00分頃	自衛隊ヘリによる物資輸送支援
6	10時15分頃	自衛隊車両による孤立地域住民の輸送支援
7	10時25分頃	消防による火災現場における救出・消火訓練の展示
8	11時00分頃～	・屋外/防災資機材の研修(自衛隊の野外入浴セットをはじめとする防災資機材) ・屋内/避難所での訓練(胸部圧迫人工呼吸、ダンボールベッド組み立て、エコノミー症候群予防運動)
9	正午頃～	訓練終了式
10	12時20分頃から	炊き出し食(カレーライス)、防災機材の見学

問い合わせ先/役場総務課防災情報係☎482-2912(課直通)

長引く咳、微熱に注意!!

9月24日～30日は結核予防週間です

結核は過去の病気と思われがちですが、日本では現在も1日に約50人が結核を発病しています。結核は、人から人へと空気を介してうつる病気ですが、早期に発見して治療すれば、治療は短期間で済み、周囲にうつす可能性も低くなります。

症状は風邪と似ていますが、2週間以上咳が続く、痰が出る、体がだるい、微熱が続くといった症状がある場合は、早めに医療機関を受診しましょう。

小さなお子さんは症状が現れにくく、重篤な状態になりやすいため、感染を予防するためにも遅くとも1歳までにBCGの予防接種を受けておきましょう。

☐ 結核に関する問い合わせ先/釧路保健所☎0154-5811

☐ BCGの予防接種に関する問い合わせ先/
役場健康こども課健康推進係☎482-2935(課直通)

